

ACUITY **LAW**

**INSOLVENCY**

**LAW NEWSLETTER**

**September 2021**

[acuitylaw.co.in](http://acuitylaw.co.in)

## Acuity Law について

Acuity Law は、2011年11月に設立されたインド現地のプロフェッショナル・ファームです。各分野において経験豊富なインド人弁護士・専門家が所属しています。これまで、インド国内外を問わず、多くの企業、ファンド、金融機関、法律事務所、投資銀行、政府機関等に対して各種アドバイスを提供しています。主要取扱分野は、「企業法務」「国際貿易/税務」「紛争」となっており、Souvik Ganguly、Gautam Narayan、Deni Shah、Renjith Nair が中心となってチームを率いています。

### 「企業法務」

- M&A
- 救済型 M&A
- 破産倒産法
- プライベート・エクイティ/ベンチャー・ファンディング
- 雇用法/労働法
- 商取引に関するアレンジメント
- コーポレート・アドバイザー

### 「国際貿易/税務」

- クロスボーダー・タックス・プランニング/管轄分析
- 組織再編戦略
- 投資ストラクチャー戦略
- エンダウメント・プランニング/ウェルスマネジメント戦略
- 国際貿易/関税
- グローバル・サプライチェーン最適化
- 物品・サービス税 (GST)

### 「紛争」

- 民事紛争
- 刑事紛争
- 仲裁紛争

上記主要取扱分野に関して、定期的に最新のアップデートをご提供できるよう日々努めております。Acuity Law について更に詳しくお知りになりたい方は、弊社ウェブサイトまで、または [al@acuitylaw.co.in](mailto:al@acuitylaw.co.in) まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

*The information contained in this document is not legal advice or legal opinion. The contents recorded in the said document are for informational purposes only and should not be used for commercial purposes. Acuity Law LLP disclaims all liability to any person for any loss or damage caused by errors or omissions, whether arising from negligence, accident or any other cause.*

## INTRODUCTION

今回のニュースレターでは、2021年9月の破産倒産法関連の主なアップデートについて取り扱っています。最高裁判所(=SC)、会社法上訴審判所(=NCLAT)、会社法審判所(=NCLT)の各裁判所において下された重要な判決についてまとめました。

### 1) ONCE COC APPROVES A RESOLUTION PLAN, IT BECOMES BINDING ON THE RESOLUTION APPLICANT AND THERE REMAINS NO SCOPE OF WITHDRAWAL.

**Matter:** Ebix Singapore Pte Ltd v. Committee of Creditors of Educomp Solutions Ltd. and Ors.

**Order dated:** 13 September 2021.

#### Summary:

Ebix Singapore Pte Ltd (=Ebix) が提出した Educomp Solution Ltd. (=Educomp) の再生計画は、債権者委員会(=CoC)にて承認されました。Ebix は、再生計画の最終承認を NCLT に申請した後で、承認取得の遅延や旧経営陣による財務管理上のミス等を理由に、再建計画の撤回を求め、NCLT はこれを認めました。当該命令は上訴審において NCLAT にて審議され、棄却されていました。

SC における争点は、CoC で承認された再生計画を NCLT に提出した後に、再生計画の撤回や修正が可能かどうか、にありました。SC は、2016年倒産破産法に基づく再生計画は、伝統的な契約の性質を有しておらず、策定および CoC による承認までのプロセスは法により規制されていることに着目しました。法は、CoC による承認後、NCLT の最終承認申請がなされた後の再生計画の撤回や修正については規定していません。このため、提出された再生計画は、frustration や force majeure 等を理由に無効となるような契約ではないため、インド契約法の下のコモン・ローの救済措置は、適用できません。したがって、当事者は、法に明確に規定されている救済措置に限り、要求することが可能です。

また、SC は、現行法の枠組みでは、企業倒産処理プロセス(=CIRP)の撤回は、法の手順に則り、CoC の議決権の 90%の承認を得た場合にのみ可能となっている点についても言及しました。再生計画が手続要件やタイムライン等を適切に遵守した上で NCLT に提出された後に、その撤回や修正を可能にするということは、法規制を全く受けない別の交渉事が発生することになるため、認められません。従って、CoC により再生計画が承認され、NCLT に提出された後は、計画の撤回や修正はできない、と結論付けました。

### 2) NCLAT HAS NO JURISDICTION TO CONDONE DELAY EXCEEDING THE PRESCRIBED LIMITATION PERIOD MENTIONED UNDER THE CODE.

**Matter:** National Spot Exchange Ltd v. Mr. Anil Kohli, Resolution Professional for Dunar Foods Ltd

**Order dated:** 14 September 2021

**Summary:**

法の下、NCLT の命令に対する NCLAT への上訴は、30 日以内に行う必要があります。ただし、NCLAT は、15 日間の遅延を容認する権限を保持しています。当該事案は、National Spot Exchange Limited が、NCLT の命令に対する上告時の 74 日間の遅れについて容認しなかった NCLAT の決定を不服とするものであり、SC にて争われました。SC における主な争点は、NCLAT が法定制限期間である 30 日+15 日を超えた遅延を容認することができたかどうか、また、インド憲法に基づく個別権限の行使により SC が遅延を容認することができたかどうか、でした。

SC は、法自体が裁判所や法廷が一定期間を超える遅延を容認できないと規定している場合や、遅延を容認する権限を特定の日数に限定している場合は、インド憲法の規定を利用しても容認はできない、としました。もし、法が遅延の容認を意図しているのであれば、遅延の日数を制限する旨の規定は存在しないはずであり、法の文言が十分に明確であれば裁判所はそれに従わなければならないとして、NCLAT には法で定められた 15 日を超える遅延を容認する権限はないと結論付け、上訴を棄却しました。

**3) SUCCESS FEES FOR RESOLUTION PROFESSIONAL CANNOT BE PART OF THE CODE.**

**Matter:** Mr. Jayesh N. Sanghrajka, Erstwhile R.P. of Ariisto Developers Pvt. Ltd v. The Monitoring Agency nominated by the Committee of Creditors of Ariisto Developers Pvt. Ltd.

**Order dated:** 23 September 2021

**Summary:**

当該事案では、管財人は CIRP における成功報酬を請求できるかどうか争点となっていました。NCLT ムンバイベンチは、再生計画を承認する一方で、管財人への成功報酬である 3,000 万ルピーについては認めず、返還を指示しました。当該命令に対し、成功報酬の承認は CoC の商業上の決定であり、NCLT は再生計画の承認プロセス内でこれに干渉することはできないとして、管財人が NCLAT に上訴しました。

NCLAT は、当該審議に際し助言を得るため、Amicus Curiae を任命しました。Amicus Curiae は、法および関連規則には成功報酬の付与に関する明示的な規定はなく、管財人は明白な方法でのみ報酬を請求することができ、報酬は業務を合理的に反映したものでなければならず、規則と矛盾してはならない、と述べました。また、CIRP の初期段階において、管財人の妥当な報酬についての事前の検討協議が必要である、としました。

NCLAT は、成功報酬が偶発的で投機的性質のものである場合は、これを請求することはできないとの見解を示しました。今回のケースでは、CoC が再生計画を承認する直前に成功報酬についての承認を迫ったことや、成功報酬の金額も不適切であったとして、NCLT の命令を支持し、管財人の訴えを棄却しました。

**4) POWER OF ATTORNEY HOLDER AUTHORIZED BY THE FINANCIAL CREDITOR CAN FILE APPLICATION FOR INITIATING CIRP AGAINST A CORPORATE DEBTOR.**

**Matter:** Rajendra Narottamdas Sheth & Anr. v. Chandra Prakash Jain & Anr.

**Order dated:** 30 September 2021

**Summary:**

当該事案では、代理権者が提出した法に基づく企業債務者の CIRP の開始申請の維持可能性について争われました。Praveen Kumar Gupta 氏は、Union Bank of India (=銀行) から、各種要求事項に関する裁判所や法廷での法的手続きの開始や、必要な申請を行うことを含む銀行のあらゆる業務や事務に関する一般的な権限を与えられていました。当該権限は、銀行の取締役会決議に基づく委任状によって付与されてきました。

申請は NCLT アーメダバードベンチにおいて承認され、当該決定は NCLAT でも支持され、SC も NCLAT の見解に同意しました。Praveen Kumar Gupta 氏に対する権限は、銀行の取締役会で可決された決議に基づく委任状によって付与されたものであり、委任状によって権限が与えられたという事実だけで、Praveen Kumar Gupta 氏の申請権限が損なわれることにはなりません。

**Our co-ordinates:**

**Mumbai**

506 Marathon Icon  
Off Ganpatrao Kadam Marg  
Lower Parel, Mumbai – 400013

**Email:** [al@acuitylaw.co.in](mailto:al@acuitylaw.co.in)